

清水町運送事業者臨時支援事業給付金交付要綱

(目的)

第1条 この給付金は、長期化するコロナ禍に加え、原油価格や物価高騰が続く中で、経営収支が悪化している運送事業者に対し、燃料費高騰の負担軽減や本町における物流の維持、確保支援をすることにより、安定した輸送力の確保を図る。

(定義)

第2条 この要綱で「運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下法という。）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業を行う者をいう。

2 この要綱で「事業用自動車」（ただし、被けん引車は除く。以下同じ。）とは、法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の実施に必要な事業用自動車をいう。ただし、令和4年7月末日時点において保有している車両であり、かつ、現に運行の用に供している車両であって、霊きゅう運送及び一般廃棄物運送の用途に限定して使用する車両を除く。

3 この要綱で「被けん引車」とは、法第2条第2項による一般貨物自動車運送事業の実施に必要な被けん引車をいう。ただし、令和4年7月末日時点において保有している車両であり、かつ、現に運行の用に供している車両であって、霊きゅう運送及び一般廃棄物運送の用途に限定して使用する車両を除く。

(給付対象者)

第3条 この要綱の規定による清水町運送事業者臨時支援事業給付金（以下「給付金」という）の交付の対象となる者（以下「給付対象者」という）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 清水町内に本社または主たる事業所を有する運送事業者
- (2) 引き続き、清水町内において事業の継続の意思があること
- (3) 前年度以前の町税等の滞納がないこと
- (4) 清水町暴力団排除条例（平成24年清水町条例第23号）第2条第1号、第2号又は第3号に該当しない者
- (5) 北海道の「運送事業者臨時支援事業補助金」（令和4年10月19日交通第392号）の交付決定を受けている運送事業者

(給付金の額等)

第4条 給付金の額は、事業用自動車1台につき6万円、被けん引車1台につき2万円とし、1事業者につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、清水町運送事業者臨時支援事業給付金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、

町長に申請するものとする。

- (1) 北海道が実施する「運送事業者臨時支援事業補助金」の申請書と交付決定通知書の写し
- (2) 預金通帳の写し（口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名及び支店名が分かるページの写し）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定及び確定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容の審査を行い、給付金の交付の可否を決定する。

- 2 町長は、前項の規定により給付金を交付することを決定及びその額を確定したときは、清水町運送事業者臨時支援事業給付金交付決定兼交付額確定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するとともに、速やかに支払うものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により給付金を交付しないことを決定したときは、清水町運送事業者臨時支援事業給付金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨及び理由を明示し、申請者に通知する。

(決定の取消し)

第7条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他の不正手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- 2 町長は、交付決定者について前項各号の疑義がある場合は、当該交付決定者を調査し、若しくは報告を求め、又は関係機関へ照会することができる。
- 3 町長は、第1項の規定により給付金の交付決定を取り消した場合は、書面により交付決定者に通知するものとする。

(返還)

第8条 町長は、前条の取消しを行った場合において、既に交付した給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 町長は、前項の規定により給付金の全部又は一部の返還を命ずる場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。